

江戸川区立西葛西中学校 消防・防災計画

第1章 総 則

第1節 目的及びその適用範囲

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、江戸川区立西葛西中学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災・震災・その他の災害の予防及び生徒の人命安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲及び管理権原の及ぶ範囲は次のとおりとする。

- (1) 本校に勤務する職員及び登校する生徒、その他出入りするすべての者。
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者。

防火管理業務の一部を受託している者（警備保障会社）は受託した防火業務について定期的に防火管理者に報告しなければならない。

第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原の責任等)

第3条 管理権原者は校内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- (1) 管理権原者は、管理的又は監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火責任者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- (2) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者及び事務局)

第4条 防火管理者は、副校長とし、事務局を事務担当係におき、この計画のすべての事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第5条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (3) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- (4) 消防設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
- (5) 火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- (6) 増改築、修繕、模様替え等の校時時における火災予防上の措置
- (7) 生徒・職員に関する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
- (8) 学校長に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務
- (9) 収容人員の管理

(消防機関への報告、連絡)

第6条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
- (5) その他法令に基づく諸手続き

第3節 防火管理委員会

第7条 防火管理業務の適正な運営を図るため、学校長を委員長、防火管理者を副委員長、事務責任者、校務分掌各責任者、各学年責任者その他担当する諸責任者を委員として、防火管理委員会を別表1のとおりに設置する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、定例会と臨時会の2種とする。なお、定例会は2月及び11月とし、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。

(審議事項)

第9条 防火管理委員会は、次の基本的事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関すること。
- (2) 生徒の人命安全に関すること。
- (3) 校舎及び消防用設備
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること。
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関すること。
- (6) 震災対策に関すること。
- (7) 防災教育とその実施方法に関すること。
- (8) その他防災管理に関すること。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

(予防管理組織)

第10条 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

(火災予防のための組織)

第11条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため防火管理者のもとに、各階及び特別校舎（体育館等）ごとに防火担当責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者をおくものとし、別表2のとおり定める。

(自主点検検査の組織と基準)

第12条 自主点検検査実施のための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に検査を実施するものとし、その組織と基準を別表3の通り定める。

(防火担当責任者の業務)

第13条 防火責任者（火元責任者）は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の建物、火気使用器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認。
- (4) 防火管理者の補佐

(警備保障会社の業務)

第14条 警備員は、休日、夜間において、定時または必要に応じて巡回し、火災防止上の安全を確認するとともにその結果を必要に応じて防火管理者に報告するものとする。

第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限)

第15条 防火管理者は、火災警報発令下またはその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立入りを禁止するものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第16条 火気等を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用器具は、使用前必ず点検し安全を確かめて使用すること。また、使用後は必ず安全措置を講ずるものとする。
- (3) 火気使用器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物等を置かないこと。特に冬季に各教室においてストーブを使用する場合は、生徒に対し「ストーブの使用時のきまり」を遵守させる。
- (4) 火気使用器具を使用する場合は、消火用水または消火器を用意すること。

(臨時の火気使用等)

第17条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用器具を設置または変更するとき。
- (3) カーテン、ブラインド及び暗幕の設置または交換するとき。
- (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更するとき。
- (5) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (6) 危険物を貯蔵、取扱い、または種類・数量を変更するとき。
- (7) 改装、模様替え等を行うとき。

(施設に対する遵守事項)

第18条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならないものとする。

1 避難口・廊下・階段・避難経路その他避難のために使用する避難施設

- (1) 避難の妨害となる施設を設け、または物品を置かないこと。
- (2) 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- (3) 避難口などに設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持できるものとする。

2 火災が発生したときの延焼を防止しまたは有効な消防活動を確保するための防火施設

- (1) 防火戸は常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃物品を置かないこと。

3 その他火災予防及び人命安全上必要な事項

(工事人等の遵守事項)

第19条 当校内で工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事責任者は、工事に伴う作業計画を防火管理者に提供すること。
- (2) 生徒の安全を確保するため工事を行う区域への立入禁止措置を講じておくこと。
- (3) 消火器または消火用水を配置しておくこと。
- (4) 指定された場所以外で喫煙、焚き火等を行わないこと。
- (5) 危険物を使用しての工事は、その都度防火管理者に報告すること。
- (6) 火気管理は、作業所ごとに責任者を指定して行うこと。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防活動組織

(自衛消防隊の設置)

第20条 学校長を自衛消防隊長（以下「隊長」という）、防火管理者を副隊長として、別表4の通り自衛消防組織を編成する。

(隊長等の権限及び任務)

第21条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、その任務を行うものとする。副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握
- (2) 各種災害を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令。
- (3) 消防隊との密接な連携

第2節 自衛消防活動等

(自衛消防隊本部の設置及びその活動)

第22条 自衛消防隊本部は、正面玄関前または火災等の状況によっては、校庭の安全かつ生徒全体を把握できる西側、藤棚の前に本部を設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は、隊長、副隊長、指揮係とする。

自衛消防隊本部には、防火対象物維持台帳、危険物その他の設備等の関係資料及び在校者名簿等関係資料を準備する。

実態の把握と防御上の指揮命令、報告、連絡体制の確保に当たるとともに消防隊に対する情報提供体制も確保するものとする。

(避難経路図等)

第23条 隊長は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成して掲示し、隊員並びに生徒等すべてに周知徹底しなければならない。

(通報、連絡)

第24条 火災の場合の対応は、以下の通りとする。

- 1 火災を発見した者は、職員室に通報するとともに周囲の室に連絡すること。
- 2 職員室の連絡班員は、消防機関「119」へ「所在・名称・被害状況等」を通報するとともに、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。
 - (1) 授業中の場合（主事室設置の非常放送設備）

「ただ今、〇〇館〇〇階〇〇室より火災が発生しました。生徒は先生の指示にしたがって、全員校庭の藤棚の前に避難しなさい。」
 - (2) 休憩中の場合（職員室設置の緊急放送）

「ただ今、〇〇館〇〇階〇〇室より火災が発生しました。教室にいる者は、先生がすぐ行きますから、教室で静かに待ちなさい。校庭、体育館、特別教室などにいる者は、校庭の藤棚の前に避難しなさい。」
- 3 職員室の連絡班員は、消防機関へ通報されたかどうかを確認するとともに、火災の延焼状況や生徒の避難状況を逐次、自衛消防隊本部に通報すること。

(消防活動)

第25条 消火活動は、発見者の行う初期活動を包含し、初期消火係員は、火災発生の際と同時に発災場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行うこと。

消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防本部との連絡にあたること。

(避難誘導)

第 26 条 避難誘導は、避難経路図により誘導すること。

- ・ 避難誘導員の部署は、各出入口、階段、避難器具設置場所とし、忘れ物等により再び入る者のないよう安全に避難させること。
- ・ 避難誘導にあつては、拡声器、メガホン等を有効に活用して避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し、火災発生階より上層階の者を最優先に避難させること。
- ・ 避難器具は地上との連携を図り、設定すること。
- ・ 避難終了後、すみやかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部に報告すること。

(1) 授業中校内で出火した場合

- ア 教科担任は、ただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くように指示する。
- イ 避難及び避難経路は、原則として次による。
- (ア) 校舎内より火災が発生した場合は、出火場所にかかわらず全校生徒を校庭に避難させる。
- (イ) 火災発生階より上層階の学級は、火災発生場所の反対側から避難させる。
- (ウ) 火災発生階より下層階の学級は、屋内階段から避難する。この場合、上層階からの避難を優先させる。
- ウ ハンカチ等を口にあてるよう指示し、煙をすわないようにする。
- エ 出席簿を持ち廊下に整列させた後校舎外へ避難誘導を行う。
- オ 廊下・階段では「おさない」「かけない」「しゃべらない」「戻らない」を励行させる。
- カ 校舎外では、速足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自衛消防本部に報告する

(2) 休憩中校内で出火した場合

- ア 学級担任は、自教室に直行し、混乱を防止するとともに学級旗、出席簿を持ち、定められた避難経路により避難誘導を行う。
- イ 各階責任者は、校内の生徒が残留するおそれのある便所、特別教室、体育館等に直行し、生徒を集め安全に避難誘導を行う。
- ウ 校庭での人員点呼等は、授業中の活動に準じて行う。

(3) 授業中、隣接建物より出火した場合

- ア 教科担任は、火災を覚知した場合、窓を閉めカーテンを開けて、隊長の指示により校庭へ避難誘導する。
- イ 校庭の集合位置で人員点呼を行い、自衛消防本部に報告する。

(4) 第 2 次避難場所（行船公園）に誘導する場合は、次の通りとする。

- ア 学級旗を高く掲げ速足で移動する。
- イ 二列縦隊で移動し、途中列を乱す者に注意する。
- ウ 第 2 次避難場所に到着した後、すみやかに人員点呼を行い、自衛消防隊本部に報告する。

(防護安全措置)

第 27 条 防護安全・救助係員は、建物、火気使用設備及び高圧ガス等について安全措置を講ずるものとする。

- (1) 避難終了後の防火戸の閉鎖、防火シャッターの閉鎖
- (2) 給食室及び校舎のガス栓の閉鎖、2 階各教室の縦系列のガス栓の閉鎖、危険物等の安全な場所への移動
- (3) 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置
- (4) その他防護上必要な措置

(残留生徒の救出活動)

第 28 条 救助係員は、発災と同時に次の活動を行うものとする。

- (1) 生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者がいた場合は、屋内階段等が使用可能なときは、階段を利用し、また、使用不可能な場合は、避難器具を操作して救出する。
- (3) 避難器具の展張にあたっては、地上の設定者を指定し、その者との連携を図りながら設定する。

(応急救護活動)

第 29 条 救護係員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊本部と併設して救護所を設定する。
- (2) 負傷者の応急処置を行うとともに、学年・氏名・負傷程度等の必要事項を記録し、自衛消防隊本部に報告する。
- (3) 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡を取り、負傷者を速やかに搬送できるように努める。

(休日、夜間における活動体制)

第 30 条 休日、夜間の諸活動は、警備保障会社の初期対応と連携を図る。

- (1) 火災を発見した場合は、消防機関へ通報するとともに別に定める緊急連絡者一覧表に基づき、校長（副校長）、生活指導主任（安全指導係）への連絡を行う。
- (2) 消火器及び消火バケツ、消火栓等を利用し、初期消火活動を行う。
- (3) 火災の延焼状況により、当学校で定められた貴重品の搬出を行い、その管理にあたる。

(非常持出品)

第 31 条 非常持出品を次の通り定める。

学校沿革誌、 生徒指導資料、 旧職員履歴簿、	学校沿革誌資料、 健康カード（緊急連絡先記入）、 消防計画（非常用設備図等）、	卒業証書台帳、 転出入生徒名簿 防火対象維持台帳	P T A 役員名簿
------------------------------	---	--------------------------------	------------

(装備)

第 32 条 自衛消防隊の装備ならびにその管理と保管場所は次によるものとする。

(1) 装 備

装 備 機 材	個 数	備 考
消 火 器	3	職員室、主事室、事務室
ロープ（ 30m 5m ）	各 1	
携帯用拡声器	3	
ヘルメット	5	
軍 手	3 0	
警 笛	5	
懐 中 電 灯	5	
学 級 表 示 板	クラス数	

- (2) 装備機材の保管場所は、職員室とする。
- (3) 装備機材の維持管理は、副校長・事務主事が行い、常時使用できるよう点検整備しておくものとする。

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

(震災予防措置)

第33条 各自主点検検査班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため第2章各節の点検検査と合わせて建物及び所施設等の点検を毎月行うものとする。

2. 点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。

- (1) 建物及び建物に付属する工作物（スピーカー等）の倒壊、落下危険の有無
- (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- (4) 窓ガラスのひび割れ及び簀の子の危険個所の有無
- (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否（例えば、危険物薬品庫に保管し、その他引火性発火性薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れる）
- (6) 理科室の化学消火器及び乾燥砂の状況の適否

(地震後の安全措置)

第34条 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。（被害をもたらせない地震の場合においても同様とする。）

2. 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。
3. 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで、使用供給の開始を指示する。

(震災に備えての準備品)

第35条 震災に備え、次の品目を持ち出せるように常に準備しておくものとする。

品 名	対 応 策	保管場所
食糧 ・ 飲料水	○ 区教育委員会の指示に従う。	備蓄倉庫
医薬品 ・ 担架	○ 保健室内の医薬品の他必要な医薬品を確保しておく。	保 健 室
毛 布	○ 非常用として5枚を確保しておく。	保 健 室
携帯用ラジオ	○ 震災用として常に使用できるように日常使用するものとは区別して確保しておく。	職 員 室
校 旗 ・ 学級掲示板 ・ 携帯用拡声器 ・ ロープ ・ 警 笛 ・ 懐中電灯	○ 自衛消防態様の装備器材を活用する。	主事室
		職 員 室

(生徒引き渡し名簿)

第36条 防火管理者は、各担当教師をして、震災時に生徒を家庭に引き渡す名簿を作成させ、引き渡す場所及び方法について明確にしておくものとする。

(避難場所の指定)

第 37 条 避難場所及び避難経路は、次の通り指定しておくものとする。

避難場所	名称及び所在地	集結場所
第一次避難場所	校庭	校庭朝礼台の前、朝礼隊形で整列する。
第二次避難場所 (広域避難場所)	行船公園 北葛西 3 丁目	校庭朝礼台の前、朝礼隊形で整列する。
避難経路	校庭→避難地 (1km)	

第 2 節 地震時の活動

(地震時の活動)

第 38 条 地震時の活動は、第 3 章自衛消防活動によるほか次によるものとする。

(1) 授業中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学 校 長 等 の 基 本 行 動	教 師 の 基 本 行 動
第 1 次措置	○ 火気使用器具の始末をするとともに、初動体制に必要な指示・命令を行う。	○ 地震発生と同時に生徒を机の下など身をかくさせ本部からの指示を待つ。
第 2 次措置	○ 校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の指示を校内放送及び口頭で行う。	○ 教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。 ○ 屋外への避難命令を受けた場合は、生徒に防護措置をとらせ避難経路に従い避難開始する。
第 3 次措置	○ 避難終了の確認を行うとともに第 2 次避難場所への動向を判断する。	○ 出席簿、生徒引渡し名簿を携行し、校庭へ避難完了したならば、人員点呼を行い異常の有無を本部へ報告する。

(2) 休憩中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学 校 長 等 の 基 本 行 動	教 師 の 基 本 行 動
第 1 次措置	○ 火気使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は、校庭及び体育館・新館等に急行し、生徒の安全措置を講ずる。	○ 地震発生と同時に教室に直行し机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。 ○ 火気使用器具の始末をする。
第 2 次措置	○ 本部員は全生徒及び校舎の被害状況を把握するとともにその状況に応じた必要な措置命令を行う。 ○ 本部員以外の者は、状況により生徒に教室に戻るようあるいは、直接校庭に避難するよう指示する。	○ 地震終了後、混乱を鎮め、人員を確認し、教室にいない生徒を調べる。 ○ 生徒が全員教室に戻ったかどうか、戻らない生徒は誰か、また、負傷の有無を確認し、必要な措置を行う。 ○ その後の行動について本部からの指示を待つ。
第 3 次措置	○ 授業中に準じて行う。	○ 授業中に準じて行う。

(3) 消火活動

- ア 学校内に火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたること。
- イ 学校内に火災がなく、その他の被害も少ない場合で周辺に火災が発生している場合は自衛消防隊長の命令により消火協力するものとする。

(4) 情報収集活動

- ア 校内電話通信機器の試験を行うこと。
- イ 関係機関（消防署・都庁・区防災無線等）からの情報を積極的に収集し、連絡すること。
- ウ 屋上等に連絡班員を配置し、周辺火災の発生状況を把握し、風速・風向きによる飛び火危険の有無について状況の居住付近の近況を把握すること。

(避難行動)

第 39 条 避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 生徒が机の下に身を防いだ時点でカバン等で頭の防護措置をとらせ避難行動が容易に行えるようにする。
- (2) 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行うものとする。
- (3) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は避難経路図に従うものとする。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。
- (5) 広域避難場所への避難は、ロープを使用し、隊列を組み、学級担任は学級を先導し、担任以外の教師は隊列の左右に適宜に位置し、事故防止に努める。
- (6) 広域避難場所への避難が完了した場合は、区教育委員会に連絡員を派遣する。
- (7) 避難時における装備の携行者は次の通りとする。

装 備 名	携 行 者	用 途
本隊旗（校旗）	本 部 員	本部の印とする
学級掲示板	本 部 員	避難・待避の際の印とする
携帯用拡声器	本部員及び学年主任	避難時の統率を図るために使用
トランジスターラジオ	本部員・通報連絡係	情報を収集するために使用
重要書類等	搬出係・事務主事	非常持出し品の搬送及び管理
担 架	応急救護係	疾病者を搬送する
毛 布	応急救護係	疾病者の救急用具として使用
医 薬 品	応急救護係	応急手当用
飲料水・紙 等	栄養士、用務・調理主事	避難場所で用いる

(生徒の引渡し)

第 40 条 学級担任は、生徒を家族に引渡す場合、原則として広域避難場所において引渡し名簿により確認し、必ずチェックしてから行うものとする。また、学級担任不在の場合は副担任がこれを代行する。

第5章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育等

(防災教育の実施)

第41条 防火管理者は、教員に対する防災教育を次の基本的事項に基づき年度計画を作成するものとする。

- 1 防火管理者は下記の内容について教師に周知する。
 - (1) 消防計画に定める遵守事項について
 - (2) 生徒に対する防災教育及びその指導方法について
 - (3) 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
 - (4) その他火災予防上必要な事項について
- 2 各教師は、生徒に対し次の基本的事項について防災教育を実施するよう努めなければならない。
 - (1) 火災及び地震等に対する災害の基礎知識について
 - (2) 地震の発生する要因について
 - (3) 煙及びガス等の危険性について
 - (4) 油類による火災発生の危険性について
 - (5) 火災を予防するための基礎知識について
 - (6) 避難方法及び避難訓練の重要性について
 - (7) 学校周辺の地理的状況について
 - (8) その他火災予防上必要な事項について

(防災思想の啓発)

第42条 防火管理者は、教師及び生徒の防災思想を高めるための次の事項を行うものとする。

- (1) 防災に関するポスター、パンフレット等の作成
- (2) 学校便りを利用し、生徒及びその家族に対し学校における防火対策及び避難訓練等の結果について報知する。
- (3) 被害の発生しない地震であっても、その都度校内放送等を利用し防災意識の高揚を図る。
- (4) 消防署と連絡を図り、火災予防に対する円滑な推進を図る。

第2節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第43条 防火管理者は、前41条の防災教育に関して、教師及びその他の職員に対する各種訓練計画を作成する。また、校務分掌の担当者に、生徒の避難訓練等の実施時期・方法について具体的に作成させるものとする。

(避難訓練時の基本行動)

第44条 訓練時の生徒がとる基本行動は次の通りとし、災害時には自然にその行動がとれるよう訓練及び日常のカリキュラムを通じ習熟を図るものとする。

災 害 種 別 等	生 徒 の 基 本 行 動
授業中校内火災	1. 全ての行動をやめ、静かに放送を聞く。 2. 先生の指示を受けるまでは勝手な行動をしない。上履きはきちんと履く。 3. ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。学用品は持たない。 4. 煙発生時は身を低くし、ハンカチを口にあて煙を吸わないようにする。 5. 「おさない」「かけない」「しゃべらない」で行動し、特に階段においては前の生徒を押したりしない。 6. 校庭では、先生の持つ学級旗を先頭に早足で行進し、集合場所で整列し学級委員の人員点呼が終わったら、すぐ座り指示があるまで待つ。

休憩中校内火災	1. 教室・廊下・特別教室・体育館にいる場合 ア 放送及び先生の指示をよく聞き、指示通り静かに行動する。 イ 廊下・便所等にいる生徒は、その場で先生の指示を待つ。 ウ 避難の途中で教室等に引き返さない。 2. 校庭・プール等にいる場合は、放送及び先生の指示に従い、決められた集合位置に整列し、座って担任教師の来るのを静かに待つ。
授業中地震発生	1. あわてて外に飛び出したりせず、机の下に身を入れ頭を防護する。 2. 先生の指示により、校庭に避難する場合は火災時の避難に準じて行う。 3. 避難は落下物から身（頭）を守るためにカバン・本当を使用する。

災害種別等	生徒の基本行動
休憩中地震発生	1. 教室・廊下・特別教室等にいる場合 ア 教室にいる場合は、直ちに机の下に身を寄せる。 イ 廊下・体育館等にいる場合は、ガラス窓から離れ、廊下等の中央に身をふせ、先生の指示により教室や避難場所に向かう。 ウ 便所にいる場合は、ドアを開き、その場で地震が終了するのを待ち、先生の指示により教室や避難場所に向かう。 2. 校舎等にいる場合 ア 校舎や塀から離れ、頭を守ってふせる。 イ 地震動がおさまりました、先生の指示に従い行動する。

（消防機関への指導要請及び報告）

第45条 防火管理者は、避難訓練・自衛消防訓練を実施する場合は、事前に「自衛消防訓練通知書」により、小岩消防署に通知するとともに必要と認める場合は、指導の要請を行う。

（訓練結果の検討）

第46条 防火管理者は、避難訓練結果をまとめ防火管理委員会で検討を行い、その後の訓練に反映させるものとする。

第6章 その他の災害活動対策

第1節 水災時の活動

（水災時の措置）

第47条 防火管理者は、台風・集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 自主点検検査班をして、校内の異常の有無を点検させ補強等の安全措置を行う
- (2) 通知連絡係員をして、区役所及び防災機関から必要な情報の収集を行うとともに周囲の被害状況を確認する。

（緊急下校）

第48条 緊急下校は、別に定めるところにより行う。

付 則

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 防火管理委員会

委 員 名	職 名	備 考
委 員 長	校 長	
副委員長	副 校 長	
委 員	教 務 主 任	
委 員	生活指導主任	
委 員	1 学年主任	
委 員	2 学年主任	
委 員	3 学年主任	
委 員	養 護 教 諭	
委 員	事 務 主 事	

別表 2 防火管理組織編成表

防火 管理者	【防火管理責任者】 副校長 補佐（安全主任）：生活指導主任									
	【防火管理者】 1階 教務主任 2階 副校長 3階 生活指導主任 2階 生活指導主任 4階 進路学習主任									
各室火元責任者										
1階		2階		3階		4階		5階		
主事室	用務主事	校長室	副校長	3年1組	担任	2年1組	担任	1年1組	担任	
保健室	養護教諭	職員室	副校長	3年2組	担任	2年2組	担任	1年2組	担任	
パソコン室	情報リーダー	事務室	事務主事	3年3組	担任	2年3組	担任	1年3組	担任	
給食室	養護教諭	S C 室	副校長	3年4組	担任	2年4組	担任	1年4組	担任	
図書室	図書担当	エンカレッジR	副校長	3年5組	担任	2年5組	担任	1年5組	担任	
閲覧室	副校長	視聴覚室	副校長	3年6組	担任	2年6組	担任	1年6組	担任	
第一美術室	美術主任	第一理科室	理科主任	3年7組	担任	学年室	2年主任	学年室	1年主任	
第二美術室	美術主任	第二理科室	理科主任	学年室	3年主任	多目的室	2年主任			
調理室	家庭主任	第一音楽室	音楽主任	進路相談室	3年主任	学習室	2年主任			
被服室	家庭主任	第二音楽室	音楽主任	多目的室	3年主任	生徒会室	生徒会担当			
金工室	技術主任	印刷室	事務主任			備蓄倉庫	用務主事			
木工室	技術主任	体育館	副校長							
用品倉庫	事務主事	多目的室	副校長							
清掃用具倉庫	用務主事									

※その他の区域は、清掃担当者が防火責任者を担当する。

別表 3 自主点検検査班編成表

種 別	実 施 区 分		有 資 格 者 ・ 実 施 者	
自主点検 副校長	消 化 器		消防設備士（第 1 種消防設備点検資格者）	
	屋 内 消 火 栓			
	消 火 用 水			
	自動火災報知設備		消防設備士（第 2 種消防設備点検資格者）	
	非常警報設備			
	非常警報設備・器具			
	避 難 器 具			
	誘導灯・誘導標識			
自主点検 副校長	建築物全般		副校長	
			事務主任	
			各 学 級	担任
			各教科主任	
			美術科主任	
			技術科主任	
			家庭科主任	
	火気使用	火気使用器	各学級担任	
			各教科担当	
	設備器具	ガス関係	安全係	
			各学級担任	
		各教科担当		
		用務主事		
	危 険 物	施 設	理科主任	
	電気設備	変電室	副校長	
配電施設		副校長・技術科主任・用務	用務主事	
その他電気関係		各学級担任		

別表 4 自衛消防組織編成表

自衛消防隊長：学校長

副隊長：副校長

係 名	担 当 者 名	火災時の任務概要	地震時の任務内容
情報連絡	○副校長 教務主任	・ 関係諸機関への連絡、通報 ・ 避難状況、被害状況の把握 ・ 校内への報知、関係者への情報提供	・ 左に同じ (交通機関の状況)
避難誘導係	○生活指導主任 安全担当 (他の職員全員)	・ 校庭への避難誘導と管理 ・ 広域避難場所までの避難経路の安全確認 ・ 保護者への生徒引き渡し ・ 集団下校の指示	・ 左に同じ
防護安全係	○用務主事	・ 使用中の電気、ガス、危険物の安全措置 (元栓の閉止)	・ 左に同じ ・ 非常口等の確保
消火・巡視係	○安全担当 (用務主事) 教務主任 (他の職員全員)	・ 初期消火 ・ 防火扉の確認 (閉鎖) ・ 理科薬品保管の点検 ・ 行方不明生徒の搜索 ・ 校内の被害の確認	・ 左に同じ
救 護 係	○養護教諭	・ 負傷者の応急処置 ・ 救護装備を校庭に搬出 ・ 重傷者の移送、状況報告	・ 左に同じ
搬 出 係	○用務主事 (木曾) (副校長) (他の職員全員)	・ 非常持出し品の搬出、管理	・ 左に同じ
避難所支援係	○副校長 教務主任 (用務主事)		・ 避難所設置後、避難住民の支援

安全点検について

- (1) 目的 学校における学習環境の整備、また、安全の確認のために実施をする。
 (2) 実施日 毎学期最初の10日(10が休日の場合はその前後)
 (3) 実施者 各施設の管理(防災)責任者、また、清掃監督者が安全点検・破損箇所点検を行う。

◎安全点検表 ※修理箇所等、毎月記入していただいているが、未修理の場合がありますが、ご面倒でも再度ご記入下さい。
 また、危険箇所、破損箇所はそのままにせず、直ちに対応・処置をお願いします。

記入者氏名 ()

場 所		危険箇所	修理箇所等
教室・廊下	(年 組)		
特別教室・清掃監督区域	(室)		
要望事項			

※記入の仕方 ・異常がない所は○印をつけ、危険箇所・要修理箇所があれば具体的に記入する。
 ・その日のうちに担当者へ提出する。(副校長まで)

(現状及びリスクの把握)

本校は、江戸川区の南に位置している。海拔-0.5mであり、津波浸水区域である。

校舎は昭和55年に建設されたものである。校舎周辺には高層マンション、住宅地密集地があるため、地震後の火災の有無を確認したうえで下校指示を出す必要がある。また近くには東西線西葛西駅があり、バスターミナルも近いことから、避難所開設の際は、多くの避難者が来校することが予想される。

学校の現状（令和7年4月1日現在）

児童・生徒数		教職員数
全校児童・生徒		
<u>7 1 1 名</u>		
第 1 学年	<u>2 4 1 名</u>	<u>4 8 名</u>
第 2 学年	<u>2 3 9 名</u>	
第 3 学年	<u>2 3 1 名</u>	

- 校舎 昭和 55 年建設
- 登校時刻 午前 8 時 00 分～ 8 時 20 分
- 下校時刻 午後 15 時 30 分～ 16 時 00 分
- 昇降口 1年昇降口：1年生 2年昇降口：2年生
3年昇降口：3年生
- 登下校時の環境
- ・桜門から登下校
 - ・楠門、裏門は緊急時のみ使用

学校の立地環境

- 学校の立地
- ・海拔 -0.5m（江戸川区ハザードマップにより津波浸水区域）
 - ・交通 校舎の南側に 東京メトロ東西線西葛西駅、バスターミナル駅
 - ・公園 行船公園、宇喜田公園
- 自然的環境
- ・校舎の南3kmに東京湾が広がっている。
 - ・校舎の西1kmに荒川が流れている。
- 社会的環境
- ・学区全体的に高層マンション、戸建ての住宅が多い。
 - ・東京メトロ東西線西葛西駅がある。
 - ・西葛西駅はバスのターミナル駅である。
 - ・都心まで20分で行くことができる。